

市といたしまして、同氏の豊かな知識と経験に期待をいたし、再度お願いをいたしたと存じますので、何とぞよろしく御審議をいたし、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

にほよ議題となつております議案第七十二号は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よつて議案第七十二号は原案のとおり同意いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十八 陳情第十四号 婦人問題解決の

ための福生市行動計画策定に関する陳情書を議題といたします。

事務局として陳情書の朗読をいたします。

（島田議事係長朗読）別添参照

○議長（末次性男君） 朗読は終わりました。
本陳情書について御意見がありましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で意見を終わります。

陳情第十四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長（末次性男君） 日程第十九 請願第四号 地域公共交通確保に関する請願書を議題といたします。

事務局として請願書の朗読をいたします。

（島田議事係長朗読）別添参照

○議長（末次性男君） 朗読は終わりました。
紹介議員関米吉君から、本趣旨の説明を求めます。

○二十三番(関 米吉君)

御指名をいただきまして、請願第四号に対する提案理由の説明を行わせていただきます。

請願趣旨については、お手元の議案書により、各位の御理解をいただければ存じますが、僭越ながら一、二の補足説明を行わせていただきます。

御承知のように、現在、全国各地で走っている公営、私鉄の路線バスは、鉄道を持たない地域の住民にとっては、唯一の交通手段として地域の発展と住民生活の確保にとり欠かせないものとなっております。こうした観点から国においては従前から、バス以外の交通手段を持たない地方路線バスを、その乗車率により、第一種生活路線から第三種生活路線に区分し、一の路線一往復当たり十五人未満の赤字路線に対しては、地方自治体と折半の補助金を出して公共交通機関としての役割りを果たさせております。しかしながら、この国の助成措置は積極的に赤字路線に補助金を出すというのではなく、まず関係地方自治団体が、この路線は住民生活上どうしても存続させなければならぬとして補助を行った場合、その半分の国が負担してやるといふ方法となっております。地方によっては財政上の問題から、やむなく路線バスを廃止せざるを得ない事態に追い込まれ、住民生活に深刻な打撃を与える地域も出てまいりました。

このため、去る五十二年十月十八日、衆議院運輸委員会において、自民、民社、社会、公明、共産革新共同、新自由クラブの六党の共同提案により、地方交通事業の経営が悪化し、その維持が困難となっている現状にかんがみ、政府は地方公共交通の維持整備を図るため、安定的な財源確保を初めとする総合的な施策を確立し、速やかに所要の立法行財政措置を講ずべきであると、全会一致決議し、これを受けて当時の福永運輸大臣は、決議の趣旨を尊重し、速やかに立法行財政措置を講ずるため努力することを答弁いたしております。

かかるに、昨年七月六日、運輸政策審議会は、運輸大臣の諮問に答え、こうした従来の経緯を無視し、その答申の中において不採算、いわゆる赤字路線に対する補助金を打ち切ること、二、大都市以外の都市を人口別に四段階に分けて、人口二十万人未満の中核都市においては、公共交

通機関をハイヤー、タクシー等を中心にし、人口五千人未満の市町村及び乗車密度の低いバス路線を廃止すること。三、運輸事業の規制を緩和し、ハイヤー、タクシー等の認可制度と許可制度とするなど、折衷を期しております。

この答申が具体化され実施された場合は、公共交通体系は破壊され、地域住民生活にとっても、大きな影響を与えるものであります。よって、この運輸政策審議会の答申が行われて以来、多くの全国各地方自治体議会に於いて、本請願と同趣旨の請願、陳情等が行われ、本年三月末日までに、全国三千三百二十五の自治体中、三七・五％にあたる千二百四十八の市町村議会において採択され、さらに六月定例会においても多くの議会で採択されております。都下においては、三月定例会において五日市町、奥多摩町、日の出町の三町が、また六月定例会においては八王子市、日野市、田無市、秋川市、稲城市、檜原市の五市一村が意見書日の提出を決定して、聞いております。

よろしく慎重御審議を賜いまして、本請願を御採択くださいますよう

お願い申し上げ紹介議員としての説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（末次性男君） 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。これより本請願に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

請願第四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（末次性男君） 日程第二十 請願第五号 区市町村社会福祉協議会の法制化に関する請願書を議題といたします。

事務局として請願書の朗読をいたします。

（島田議事係長 朗読） 別添参照

○議長（末次性男君） 朗読は終わりました。

紹介議員 田村市郎君から、本趣旨の説明を求めます。

（十七番 田村市郎君 登壇）

○十七番(田村市郎君) たいまつ議長から発言のお許しをいただきましたので、

請願第五号 区市町村社会福祉協議会の法制化に関する請願に対し
紹介議員を代表して、その趣旨の説明を申し上げ、賢明なる議員各位の
御賛同をお願い申し上げます。

社会福祉法人、福生市社会福祉協議会におきても、日頃から地域の福祉
活動には他市町村の協議会同様、各種のボランティア活動の育成、助
け合い運動等の福祉事業を實現してゐることは周知のとおりでございます。
しかしながら、本請願のとおり、現行の社会福祉事業法では、地域住民の福
祉サービスの拡充にも限界があります。

議員各位にはすでに御承知のことと存じますが、先般、俗に言う三全
統と言われている第三次全国総合開発計画の中間報告が発表されまし
たことは御承知のとおりだと思いますが、この三全統は昭和五十二年十二月に
閣議決定されたもので、この五年足らずの月日の間に、地域社会の環境が
著しく変化したため、本計画の見直し計画であります。特に人口の側面の
欄に、六十五歳の高齢者が現在では九%であるが、昭和七十五年、すなわち

二十一世紀には人口比が一六%になります。現在、西欧諸国では、この人口比は一六
%から一七%と聞っておりますが、フランスにおきましては、今日一六%になるまでには
百二十数年、ドイツその他の国々では六十数年から八十年かけて一七%になってお
ります。わが国ではこれからわずか十八年後には一六%になるといふ発表がなさ
れ、高齢者社会が急速に来るといふことを等々考えまして、地域社会の環境
の変化を考えても、本請願のとおり、区市町村社会福祉協議会の法制化は
当然と考えるものであります。

よって、当議会でも御採択をいただき、政府関係機関に意見書を提出
していただきますよう紹介議員一同に努めましてお願いを申し上げます。
代表して趣旨説明いたします。

○議長(末次性男君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。
これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。
請願第五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生

委員会に付託いたします。

○議長（末次性男君） 日程第二十一 陳情第十五号 「あしの会」育成に伴う仕事の発注に関する陳情書を議題といたします。

事務局として陳情書の朗読をいたします。

（島田議事係長朗読） 別添参照

○議長（末次性男君） 朗読は終わりました。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で意見を終わります。

陳情第十五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長（末次性男君） 以上をもって今日の日程は全部終了いたしました。
お諮りいたします。

委員会審査のため、明十一日から二十一日までの十一日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって明十一日から二十一日までの十一日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は九月二十二日午前十時から開きます。
本日は、これをもって散会いたします。

午後二時四八分散会

福総庶癸第千六百四十九号

昭和五十七年九月九日

福生市議会議長

末次性男殿

追加議案の送付について

昭和五十七年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第七十一号 福生市固定資産評価審査委員会の選任について

二 議案第七十二号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

福生市長 田 村 匡 雄 印

第三回福生市議会

定例

会会議録(第十五号)

昭和五十七年九月二十二日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

一番	石川慶一郎	君	二番	仲村清信	君
三番	加藤謹之助	君	四番	高水惣八	君
五番	東浦春浪	君	六番	村尾栄次	君
七番	森田治男	君	八番	山崎繁三郎	君
九番	小野沢久	君	十番	遠藤洋一	君
十一番	原敏子	君	十二番	松山清	君
十三番	鈴木藤次郎	君	十四番	村野武男	君
十五番	鈴木藤次郎	君	十六番	末次性男	君
十七番	田村市郎	君	十八番	東田正治	君

十九番 宮沢良一君
二十番 指田保雄君
二十一番 小林菊三君
二十二番 貫井喜代次君
二十三番 関米吉君
二十四番 塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

三番 十三番 小堀仁七君

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議事 森田 進君
議事 島田 幸治君
議事 兼川 啓子君
議事 補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 長田村匡雄君
市 収入 役 高水 求君
市 収入 役 高水 求君
企画財政部長 生子国利君
総務部長 浅見裕康君
市民部長 井上久男君
福祉部長 須崎 進君
建設部長 内田和雄君
教育次長 八木房雄君
監査委員事務局長 森田 武君
選挙管理委員会事務局長 篠崎 寛君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十七年第三回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 九月二十二日（水）午前十時

日程第一

議案第五十六号 福生市営テニスコート設置及び管理条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第二

議案第五十七号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第三

議案第五十八号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第四

議案第五十九号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第五

議案第六十号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第六

議案第六十一号

福生市議会議員及び市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

（審査報告）

日程第七

議案第六十二号

昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第二号）

（審査報告）

日程第八

議案第六十三号

昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

（審査報告）

日程第九

議案第六十四号

昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第一号）

（審査報告）

日程第十

議案第六十五号

昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）

（審査報告）

日程第十一

議案第六十六号

昭和五十七年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）

（審査報告）

日程第十二

議案第六十七号

市道路線の認定について

（審査報告）

日程第十三

議案第六十八号

市道路線の廃止について

（審査報告）

日程第十四

議案第六十九号

下水道事業の事務の委託について

（審査報告）

日程第十五

請願第五号

区市町村社会福祉協議会の法制化に関する請願書

(審査報告)

日程第十六

議案第七十三号

区市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書

日程第十七

請願第六号

南田園地区地域会館新設に関する請願書

日程第十八

閉会中の継続審査申し出について

日程第十九

特定事件の継続調査について

日程第二十

議案第六十四号

野事業会指詰五千圓(第一号)

(第一号)

日程第二十一

議案第六十五号

野事業会指詰五千圓(第一号)

(審査報告)

日程第二十二

議案第六十六号

野事業会指詰五千圓(第一号)

(審査報告)

日程第二十三

議案第六十七号

野事業会指詰五千圓(第一号)

の処置に関する案

午前十時二分 開議

○議長(末次性男君) ただいまから昭和五十七年第三回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長(末次性男君) この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいさせます。

(本林田議会事務局長報告)

一、議案の訂正について(別添参照)

二、意見書の受理について(別添参照)

三、請願書の受理について(別添参照)

○議長(末次性男君) 以上で報告は終わりました。

○議長(末次性男君) 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 小林菊三君登壇)